福祉施設電気自動車等導入費

補助制度のご案内

所沢市では、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、<u>福祉施設を対象に</u> 電気自動車等の導入にかかる経費の一部を補助します。

申請できる期間は申請を行う年度の4月1日~翌年の2月末日まで

※補助金が予算に達した段階で、申請の受付を終了します。

電気自動車等			
電気自動車	燃料電池	ミニカー	充放電設備(V2H)
(EV)	自動車(FCV)	超小型モビリティ	
1台につき	1台につき	1台につき	1設備につき
30万円	50万円	10万円	10 万円

※国や埼玉県の補助金と併用が可能です。

補助制度の概要

補助対象者	・市内で福祉施設を運営する個人事業主または法人で、導入する電気自動車等の所有者及び使用者注)福祉施設とは、社会福祉法、介護保険法、子ども・子育て支援法に定める施設を言います。 (障害者支援施設、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、特別養護老人ホーム、幼稚園、保健所等)・市税の滞納がないこと	
補助対象品目	・上記記載の電気自動車等及び充放電設備	
補助要件	・新品のもの ・国が実施する補助事業の対象機器として「(一社)次世代自動車振興センター」により登録されているもの ・使用の本拠が所沢市内であること	

補助金の申請から交付までの流れ

① 補助金の申請(購入前)	補助対象者から福祉総務課へ
↓※メールでの提出も可	↓
② 審査	福祉総務課
↓	↓
③ 補助金交付決定	福祉総務課から補助対象者へ
↓	↓
④ 電気自動車等の購入	補助対象者
↓	↓ ↓
⑤ 完了報告と交付請求	補助対象者
↓	↓ ↓
⑥ 補助金交付	福祉総務課

	窓口提出	提出方法
提出先	市役所1階 福祉総務課窓口	(郵送)〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市福祉部福祉総務課 福祉施設電気自動車等導入費補助金担当宛
		(窓口に持参される場合) 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

申請書は所沢市ホームページから取得することができます。(下記 QR コード↓↓)

お問い合わせ

所沢市 福祉部 福祉総務課 福祉施設電気自動車等導入費補助金担当

住所: 〒359-8501 所沢市並木 1—1—1 高層棟 1 階電話: 04-2998-9113 FAX: 04-2998-1147

E-Mail: a9113@city.tokorozawa.lg.jp



トコろん ©Tokorozawa City